

郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

郡山市長 椎根健雄

### 郡山規則第3号

郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則

郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則（平成26年郡山市規則第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>郡山市教育・保育給付認定及び保育の利用、施設等利用給付認定並びに乳児等支援給付認定に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 教育・保育給付認定及び保育の利用の申請等（第5条—<u>第19条</u>）</p> <p>第3章 施設等利用給付認定の申請等（<u>第20条—第30条</u>）</p> <p>第4章 <u>乳児等支援給付認定の申請等（第31条—第37条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項及び第3項に規定する子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が行う保育の利用、法第30条の5第1項に規定する子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定（以下「施設等利用給付認定」という。）</p>	<p><u>郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 教育・保育給付認定及び保育の利用の申請等（第5条—<u>第18条</u>）</p> <p>第3章 施設等利用給付認定の申請等（<u>第19条—第28条</u>）</p> <p>第4章 <u>教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の申請内容の変更届（第29条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項及び第3項に規定する子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が行う保育の利用、<u>並びに</u>法第30条の5第1項に規定する子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定（以下「施設等利用給付認定」とい</p>

並びに法第30条の15第1項に規定する乳児等のための支援給付に係る乳児等支援給付認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（教育・保育給付認定の申請）

第5条 府令第2条第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) (略)

(2) 法第19条第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼保育施設等利用申請書（第2号様式）

（教育・保育給付認定結果の通知等）

第6条 法第20条第4項の規定による通知及び支給認定証の交付は、教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（第3号様式）により行うものとする。

2 法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定申請却下通知書（第4号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の申請等に対する処分の延期の通知）

第7条 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、教育・保育給付認定延期通知書（第5号様式）により行うものとする。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第8条 府令第7条第1項（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定による教育・保育給付認定保護者に対する通知は、同項第1

う。）に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（教育・保育給付認定の申請）

第5条 府令第2条第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) (略)

(2) 法第19条第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）（第2号様式）

（教育・保育給付認定結果の通知等）

第6条 法第20条第4項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定結果通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 法第20条第4項後段の支給認定証は、子ども・子育て支給認定証（第4号様式）とする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定却下通知書（第5号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の申請等に対する処分の延期の通知）

第7条 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、教育・保育給付認定（変更認定）延期通知書（第6号様式）により行うものとする。

（利用者負担額に関する事項の通知）

第8条 府令第7条第1項第1号（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定による教育・保育給付認定保護者に対する通知は、利

項の事項については利用者負担額決定通知書（第6号様式）により、同項第2号の事項については副食費免除通知書（第7号様式）又は副食費免除解除通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の通知が政令第4条第1項の規定に該当するときは、前項の規定にかかわらず、保育料無償のお知らせ（第9号様式）により行うものとする。

3 府令第56条及び第57条の規定により災害その他特別の事由があることを認め利用者負担額の減免を決定したときは利用者負担額減免通知書（第10号様式）により、減免の却下を決定したときは利用者負担額減免申請却下通知書（第11号様式）により行うものとする。

（現況の届出）

第9条 府令第9条第1項の届書は、現況届（第12号様式）とする。

（利用者負担額に関する事項の変更の通知）

第10条 府令第9条第4項（府令第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、利用者負担額変更通知書（第13号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の変更の申請）

第11条 府令第11条第1項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書（第14号様式）とする。

（教育・保育給付認定の変更の認定結果の通知等）

第12条 法第23条第3項又は第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知及び同項後段の規定による支給認定証の交付は、教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証（第15号様式）により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定申請却下通知書により行うものとする。

用者負担額決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（現況の届出）

第9条 府令第9条第1項の届書は、教育・保育給付認定資格現況届（第8号様式）とする。

（利用者負担額に関する事項の変更の通知）

第10条 府令第9条第4項（府令第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、利用者負担額変更通知書（第9号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の変更の申請）

第11条 府令第11条第1項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書（第10号様式）とする。

（申請による教育・保育給付認定の変更の認定結果の通知）

第12条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（第11号様式）により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定変更却下通知書（第12号様式）により行うものとする。

(職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知)

第13条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更（職権変更）通知書（第13号様式）により行うものとする。

(教育・保育給付認定の取消しの通知)

第13条 府令第14条第1項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（第16号様式）により行うものとする。

(教育・保育給付認定に係る届出)

第14条 府令第15条第1項の届書は、届出事項異動届（第17号様式）とする。

。

(支給認定証の再交付の申請)

第15条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書（第18号様式）とする。

(保育の利用の申請)

第16条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「保育施設等」という。）が行う保育の利用（以下単に「保育の利用」という。）を希望し、保育施設等に入所しようとする支給認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼保育施設等利用申請書により市長に申請しなければならない。

(利用調整)

第17条 (略)

2 市長は、前項の利用調整の結果について、施設利用承諾通知書（第19号様式）又は施設利用保留通知書（第20号様式）により、保護者に通知するものとする。

(退所の届出)

第18条 前条の規定により通知を受けた利用期間の満了前に保育の利用を取りやめ、保育施設等から退所しようとする支給認定子どもの保護者は、保育施設等退所届（第21号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給認定証の再交付の申請)

第15条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書（第15号様式）とする。

(保育の利用の申請)

第16条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「保育施設等」という。）が行う保育の利用（以下単に「保育の利用」という。）を希望し、保育施設等に入所しようとする支給認定子どもの保護者は、保育施設等利用申請書（第16号様式）により市長に申請しなければならない。

(利用調整)

第17条 (略)

2 市長は、前項の利用調整の結果について、保育施設等利用調整結果通知書（第17号様式）又は保育施設等利用調整結果保留通知書（第18号様式）により、保護者に通知するものとする。

(退所の届出)

第18条 前条の規定により通知を受けた利用期間の満了前に保育の利用を取りやめ、保育施設等から退所しようとする支給認定子どもの保護者は、保育施設等退所届（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

(教育・保育給付認定に係る証明)

第19条 市長は、保育の利用の証明を、在籍証明書（第22号様式）により行うものとする。

2 市長は、支給認定子どもの保護者が府令第7条第1項各号に規定による費用を納付していることの証明を、保育料等納付証明書（第23号様式）により行うものとする。

3 市長は、第17条第1項の利用調整の結果が保留であることの証明を、施設利用保留証明書（第24号様式）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の申請)

第20条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 法第30条の4第1号に規定する小学校就学前子ども 施設等利用給付認定申請書（1号用）（第25号様式）

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 施設等利用給付認定申請書（2号・3号用）（第26号様式）

(施設等利用給付認定結果の通知)

第21条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定決定通知書（第27号様式）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（第28号様式）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の申請等に対する処分の延期の通知)

第22条 法第30条の5第5項ただし書（法第30条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定延期通知書（第29号様式）により行うものとする。

(現況の届出)

第23条 府令第28条の6第1項の届書は、現況届とする。

(施設等利用給付認定の変更の申請)

(施設等利用給付認定結果の申請)

第19条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 法第30条の4第1号に規定する小学校就学前子ども 施設等利用給付認定申請書（1号用）（第20号様式）

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 施設等利用給付認定申請書（2号・3号用）（第21号様式）

(施設等利用給付認定結果の通知)

第20条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定結果通知書（第22号様式）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定却下通知書（第23号様式）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の申請等に対する処分の延期の通知)

第21条 法第30条の5第5項ただし書（法第30条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定（変更認定）延期通知書（第24号様式）により行うものとする。

(現況の届出)

第22条 府令第28条の6第1項の届書は、施設等利用給付認定資格現況届（第25号様式）とする。

(施設等利用給付認定の変更の申請)

第24条 府令第28条の8第1項の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書（第30号様式）とする。

（施設等利用給付認定の変更の認定結果の通知）

第25条 法第30条の8第3項又は5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（第31号様式）により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第26条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（第32号様式）により行うものとする。）

（施設等利用給付認定に係る届出）

第27条 府令第28条の12第1項の届書は、届出事項異動届とする。

（企業主導型保育事業の利用報告等）

第28条 府令第28条の14第1項及び第2項の書類は、企業主導型保育事業利用開始兼終了報告書（第33号様式）とする。

（施設等利用費の請求）

第29条 施設等利用給付認定保護者が、法第30条の11第1項の規定により施設等利用給付費の支給を受けようとするときの府令第28条の21第1項の請求書は、施設等利用費請求書（償還払い）（第34号様式）とする。

第23条 府令第28条の8第1項の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書（第26号様式）とする。

（申請による施設等利用給付認定の変更の認定結果の通知）

第24条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（第27号様式）により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更却下通知書（第28号様式）により行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更の認定の通知）

第25条 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更（職権変更）通知書（第29号様式）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第26条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（第30号様式）により行うものとする。

（企業主導型保育事業の利用報告等）

第27条 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（以下「企業主導型保育事業」という。）を利用するに至ったときの府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書（第31号様式）とする。

2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書（第32号様式）とする。

（施設等利用費の請求）

第28条 施設等利用給付認定保護者が、法第30条の11第1項の規定により施設等利用給付費の支給を受けようとするときの府令第28条の19第1項の請求書は、施設等利用費請求書（償還払用）（第33号様式）とする。

2 法第30条の11第3項に規定する施設等利用費として施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、施設等利用給付認定保護者に代わり特定子ども・子育て支援提供者が施設等利用費の支給を受けようとするときの請求書は、施設等利用費請求書（代理受領）（第35号様式）とする。

（施設等利用費の決定及び通知）

第30条 市長は、前条第1項又は第2項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、施設等利用費の支給を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、前条第1項の請求書の提出があった場合については施設等利用費支払通知書（償還払い）（第36号様式）により、同条第2項の請求書の提出があった場合については施設等利用費支払通知書（代理受領）（第37号様式）により、請求書を提出した者に通知するものとする。

第4章 乳児等支援給付認定の申請等

（乳児等支援給付認定の申請）

第31条 府令第28条の22第1項の申請書は、乳児等支援給付認定申請書（第38号様式）とする。

（乳児等支援給付認定証の交付）

第32条 法第30条の15第3項の認定証は、乳児等支援給付認定証（第39号様式）とする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第33条 府令第28条の25第1項の通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（第40号様式）とする。

（乳児等支援給付認定の変更）

第34条 府令第28の26第1項の届書は、乳児等支援給付認定変更届（第41号

2 法第30条の11第3項に規定する施設等利用費として施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、施設等利用給付認定保護者に代わり特定子ども・子育て支援提供者が施設等利用費の支給を受けようとするときの請求書は、施設等利用費請求書（代理受領用）（第34号様式）とする。

第4章 教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の申請内容の変更届

第29条 府令第15条第1項及び第28条の12第1項の届書は、届出事項異動届（第35号様式）とする。

様式) とする。

(乳児等支援給付認定証の再交付)

第35条 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援給付認定証再交付申請書(第42号様式)とする。

(企業主導型保育事業の利用報告等)

第36条 府令第28条の29第1項及び第2項の書類は、企業主導型保育事業利用開始兼終了報告書とする。

(乳児等支援給付認定の申請等の特例)

第37条 乳児等支援給付認定の申請、変更その他の手続について国が指定する様式は、第4章の規定による様式とみなす。

第5章 雜則

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

第1号様式から第35号様式までを削り、附則の次に次の42様式を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第3条及び第4条の規定により同法の施行の日前において行うことができる申請及び認定の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。  
(経過措置)
- 3 この規則による改正後の第2号様式は、令和8年5月1日以降の保育の利用を希望する申請について適用し、同日前の保育の利用を希望する申請については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定及び保育の利用並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、郡山市教育・保育給付認定及び保育の利用、施設等利用給付認定並びに乳児等支援給付認定に関する規則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 教育・保育給付認定申請書（1号用）

郡山市長

次のとおり申請します。なお、市長が教育・保育給付認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ	
保護者氏名	
(自署又は記名押印)	

住 所	〒			電話番号
				父 - -
□児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)				
申請児童	フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	
	氏名			
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	保護者との 続柄		小学校1年生か ら3年生までの 兄姉の有無	□あり ( 人) □なし
兄弟姉妹に おける順番	人きょうだいの 番目	※小学校には義務教育学校の前期課程を含む		

世帯の状況 申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入ください。

フリガナ 氏名	児童 との 続柄	生年月日	年齢	個人番号 (マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童 との 居住
	父	年 月 日				同居 別居
	母	年 月 日				同居 別居
		年 月 日				同居
		年 月 日				同居
		年 月 日				同居
		年 月 日				同居
※住民票と居住地が異なる場 合、転居予定の場合		住民票： _____ 居住地・転居予定地： _____				
1月1日現在の住所 ※市外住所の場合のみ記入						
生活保護等の適用状況		□適用なし □適用あり ( 年 月 日 開始)				

利用（内定）施設名

施設名		所在市町村
利用(予定)期間	年 月 日から 就学の前月の末日まで	・ 年 月 日まで

申請書提出者

氏名	児童との続柄 ( )	住所	□児童と同じ ※児童と別住所の場合は住所を記入
----	------------	----	-------------------------

## 教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼保育施設等利用申請書

郡山市長

次のとおり申請します。なお、市長が教育・保育給付認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

【申請区分】

年月日

給付認定申請（太枠部分）と施設利用申請（細枠部分）をする。給付認定申請のみをする。（太枠のみ記入してください）

市使用欄

申請児童	氏名	生年月日	性別	保護者との続柄
	フリガナ	年月日		
	氏名			
健康状態	□良好 <input type="checkbox"/> 特記事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※アレルギーや疾病等がある場合</span>			

（保護者）者	氏名	生年月日	
	フリガナ	年月日	
	氏名		
連絡先 (電話番号)	父	母	

住所	〒	—		
	※単身赴任・別居などで児童と保護者の住民票(居住地)が異なる場合または住民票と居住地が異なる場合			
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 〒 — <input type="checkbox"/> 子			

転居予定の場合 (転居先住所)	〒	—		
		(月日頃)		

保育の利用を必要とする理由 (番号を1つ記入) (7.の場合は該当するものに□)	父	1.就労(または育休中) 2.休職中 3.疾病・障害 4.介護・看護 5.就学 6.妊娠・出産
	母	7.不在【 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明】 8.その他( )

希望する施設利用時間区分 保育標準時間利用（1日11時間まで） 保育短時間利用（1日8時間まで）

※利用時間区分は保護者の就労時間・状況等に基づき最終的に郡山市が決定するため、希望と異なる認定結果となる場合があります。

希望期間	利用開始希望日	年月日	利用開始希望日時点の年(月)齢	満歳(か月)		
希望施設	利用希望終了日	<input type="checkbox"/> 就学の前月末日まで <input type="checkbox"/> 年月日まで				
	順位	施設番号	希望施設名	順位	施設番号	希望施設名
	1			6		
	2			7		
	3			8		
	4			9		
5			10			

きょうだいでの利用条件 きょうだい同時での申請をする場合、利用条件1つに□してください。

きょうだいで同じ施設を希望する	<input type="checkbox"/> 同じ月からの利用を希望する 先に一人だけ入所となつてもよい <input type="checkbox"/> 上の子優先 <input type="checkbox"/> 下の子優先	その他希望記入欄
きょうだいで同じ施設が難しい場合 別々の施設となつてもよい	<input type="checkbox"/> 同じ月からの利用を希望する □先に一人だけ入所となつてもよい	
きょうだいで別々の施設でよい(それぞれ希望順)	<input type="checkbox"/> 同じ月からの利用を希望する <input type="checkbox"/> 先に一人だけ入所となつてもよい	

(裏面も記入してください)

【世帯の状況】利用開始希望日時点で、児童の父母及び同居しているすべての方を記入してください。

児童との 続柄	フリガナ	生年月日	年齢	個人番号 (マイナンバー)	勤務先又は学校名等
	氏名				
申請 児童		年 月 日			
父					
母		年 月 日			申請児童と □同居 □別居
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

児童扶養手当の支給有無 (ひとり親の場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 無の場合理由( )	生活保護の適用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
児童及び同居家族の 障害者手帳等の有無及び種類	<input type="checkbox"/> 有 氏名 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳 <input type="checkbox"/> 要介護認定 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金	
現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 保育施設 (施設名 : <input type="checkbox"/> 親族保育 (同居・別居)	<input type="checkbox"/> 育児休業中 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 同伴就労 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

入所できなかった 場合の保育状況	<input type="checkbox"/> 保育施設 (施設名 : <input type="checkbox"/> 親族保育 (同居・別居)	<input type="checkbox"/> 育児休業延長 <input type="checkbox"/> 同伴就労 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
住民票 (本年1月1日時点)	父	<input type="checkbox"/> 郡山市 <input type="checkbox"/> その他( )	母	<input type="checkbox"/> 郡山市 <input type="checkbox"/> その他( )
住民票 (前年1月1日時点)	父	<input type="checkbox"/> 郡山市 <input type="checkbox"/> その他( )	母	<input type="checkbox"/> 郡山市 <input type="checkbox"/> その他( )

※住民票がその他に該当する場合は、市町村名まで記入してください。

【祖父母の状況】(申請児童と同居している場合は記入不要です。祖母が祖父と同住所の場合、祖母の住所記入は不要です。)

父方	祖父	氏名	生年 月日		年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疎遠 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 疾病等 (手帳等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	住所			年齢			
母方	祖母	氏名	生年 月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疎遠 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 疾病等 (手帳等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住所			年齢			
	祖父	氏名	生年 月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疎遠 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 疾病等 (手帳等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住所			年齢			
	祖母	氏名	生年 月日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疎遠 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 疾病等 (手帳等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住所			年齢			

連絡先 (祖父母)	父方 祖父		父方 祖母		母方 祖父		母方 祖母	
--------------	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--

## 第3号様式（第6条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

申請がありました教育・保育給付認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名	認定区分	
	生年月日	認定有効期間	
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	保育必要性の事由		
保育必要量			

## 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## お問合せ先

支給認定証		認定番号	
子ども	フリガナ	認定区分	
	氏名	有効期間	
	生年月日	保育必要量	
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	保育必要性の事由		
年月日 交付 郡山市長			

第4号様式（第6条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

教育・保育給付認定申請却下通知書

申請がありました教育・保育給付認定について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

子　ど　も	フ　リ　ガ　ナ	
	氏　名	
	生　年　月　日	
保　護　者	住　所	
	フ　リ　ガ　ナ	
	氏　名	
	生　年　月　日	
却　下　理　由		～

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

お問合せ先

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 号  
日

様

郡山市長

印

教育・保育給付認定延期通知書

申請がありました教育・保育給付認定について、当該申請に対する処分を30日以内に行えないため、下記のとおり認定の延期を通知します。

記

子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
処理見込期間		
延期理由		
お問合せ先		

## 第6号様式（第8条関係）

郡山市指令第  
年 月 号  
印

様

郡山市長

印

## 利用者負担額決定通知書

利用者負担額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
利用施設	生年月日	
	名称	
	認定区分	
保育必要量		
利用者負担額		円
階層		
適用期間		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

第7号様式（第8条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

副食費免除通知書

保育施設等利用時の副食費について、下記のとおり免除を決定しましたので通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
施 設	名 称	
免 除 事 由		
免 除 期 間		

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第8号様式（第8条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 副食費免除解除通知書

利用している保育施設等の副食費について、下記のとおり免除を解除しますので通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
施 設	名 称	
解 除	事 由	
免 除	適 用 終 了 日	

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第9号様式（第8条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 保育料無償のお知らせ

利用者負担額について、幼児教育・保育の無償化により、下記のとおり無償化を決定しましたので通知します。

記

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
施設名称	
保育料無償開始年月	

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第10号様式（第8条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 利用者負担額減免通知書

利用者負担額について、下記のとおり減免しましたので通知します。

記

認定番号					
子ども	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
保護者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
利用施設	名称				
利用者負担額 階層		減免前		減免後	
適用期間					
減免理由					

## 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第11号様式（第8条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 利用者負担額減免申請却下通知書

利用者負担額について、下記のとおり減免を却下しましたので通知します。

記

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
申請年月日	
利用者負担額	
却下理由	

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

第12号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

現況届

認定保育施設等を利用している児童の保護者は、保育の必要性の状況等を毎年市町村へ届け出る必要がありますので、この現況届について記入の上、記入内容に応じた資料を添えて提出してください。

郡山市長

保育施設の利用について次のとおり届け出ます。

入所児童	フリガナ 氏名	生年月日	障害者手帳又は 療育手帳の有無	利用施設名
	①			
	②			
	③			

認定保護者	フリガナ 氏名	入所児童 との続柄	連絡先	住所	前回提出時からの世 帯状況の変更の有無	その他の 場合
同一世帯に 属する保護者						

児童の世帯構 成員（入所児 童及び保護者 を除く）	フリガナ 氏名	入所児童 との続柄	生年月日	勤務先	障害者手帳 等の有無	前回提出時から の世帯状況の変 更の有無	変更があ る場合

（裏面も記入してください）

	認定保護者の状況			同一世帯に属する保護者の状況		
保育の必要性	<input type="checkbox"/> ①就労 <input type="checkbox"/> ②就学 <input type="checkbox"/> ③妊娠・出産 <input type="checkbox"/> ④疾病 <input type="checkbox"/> ⑤障害 <input type="checkbox"/> ⑥介護・看護 <input type="checkbox"/> ⑦求職 <input type="checkbox"/> ⑧災害 復旧 <input type="checkbox"/> ⑨育児休業 <input type="checkbox"/> ⑩その他  ⑩その他 の場合			<input type="checkbox"/> ①就労 <input type="checkbox"/> ②就学 <input type="checkbox"/> ③妊娠・出産 <input type="checkbox"/> ④疾病 <input type="checkbox"/> ⑤障害 <input type="checkbox"/> ⑥介護・看護 <input type="checkbox"/> ⑦求職 <input type="checkbox"/> ⑧災害復 旧 <input type="checkbox"/> ⑨育児休業 <input type="checkbox"/> ⑩その他  ⑩その他の 場合		
	保育を希望 する時間	①標準時間 (最大11時間) <input type="checkbox"/> ②短時間 (最大8時間)				
①就労、②就学 の場合	通勤(通学) 手段/時間 ※手段が複 数ある場合 は全てにチ ェック	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> バス・自動車 <input type="checkbox"/> 電車  <input type="checkbox"/> その他 ( )		通勤(通学) 手段/時間 ※手段が複 数ある場合 は全てにチ ェック	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> バス・自動車 <input type="checkbox"/> 電車  <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		約 時間 分 (往復時間で記入)	約 時間 分 (往復時間で記入)			
③妊娠・出産 の場合	出産予定 年月日					
④疾病、⑤障害 の場合	障害者手帳 の有無			障害者手帳 の有無		
⑩育児休業 の場合	育児休業 取得期間	～		育児休業 取得期間	～	
「保育の必要性」 の状況が⑥～⑧、 ⑩の場合の具体的 な状況						
家庭状況	ひとり 親家庭	<input type="checkbox"/> ①未婚 <input type="checkbox"/> ②死亡 <input type="checkbox"/> ③離婚 <input type="checkbox"/> ④離婚調停中 <input type="checkbox"/> ⑤行方不明 <input type="checkbox"/> ⑥その他		事由発生日 ( 年 月 日)	⑥その他 の場合	
生活保護の 適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
情報閲覧の同意	<input type="checkbox"/> 保育の利用に関する市町村民税及び世帯情報等を閲覧することに同意します					
お問合せ先						

様

郡山市長

印

## 利用者負担額変更通知書

利用者負担額について、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

認定番号					
子ども	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
保護者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				
利用施設	名称				
認定区分					
保育必要量					
階層	変更前		変更後		
利用者負担額	変更前		変更後		
多子軽減の該当有無					
適用期間					
変更理由					

## 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第14号様式（第11条関係）

## 教育・保育給付認定変更申請書

郡山市長

次のとおり申請します。

なお、市長が教育・保育給付認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ	
保護者氏名 (自署又は記名押印)	
生年月日	年 月 日
個人番号 (マイナンバー)	

住 所	〒	電話番号		
		父	：	：
□児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)				
児童氏名・生年月日	保護者との続柄	個人番号 (マイナンバー)	施設名	
( . . 生)			在所中 利用希望中	
( . . 生)			在所中 利用希望中	
( . . 生)			在所中 利用希望中	

認定事由の変更 該当□にチェックし、変更後の事由に応じた必要書類を添付してください。

変更が 生じた 保護者	□父 □母 □その他 ( )
変更前	□就労 □求職活動 □疾病・負傷・障がい □介護・看護 □就学・職業訓練 □妊娠・出産 □育児休業時の継続利用 □その他 ( )
変更後	□就労 (就職・転職・就労実績の確認・就労内容変更・就労時間変更) □求職活動 □疾病・障がい (疾病名等) : 手帳等有の場合種類 ( ) □介護・看護 (介護等を要する者氏名) : 要介護度等 ( ) □就学・職業訓練 □妊娠・出産 □育児休業時の継続利用 : 変更後の育児休業期間【 ~ 】 □その他 ( )

時間区分の変更 時間区分の変更を希望する場合は以下に記入してください。

変更前	□保育標準時間利用 (1日11時間まで) □保育短時間利用 (1日8時間まで)	時間区分の変更希望日 □申請書提出日 □ 年 月 日 ※申請書提出日より遡った日付での変更はできません。
変更後	□保育標準時間利用希望 (1日11時間まで) □保育短時間利用希望 (1日8時間まで)	

利用期間の変更 事由の変更に伴い利用期間の変更を希望する場合は以下に記入してください。

希望する 利用期間	□利用開始日又は利用希望開始日から □ 年 月 日から	□就学前の前月の末日まで □ 年 月 日まで
--------------	--------------------------------	---------------------------

## 第15号様式（第12条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証

教育・保育給付認定の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。  
記

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
	保育必要性の事由
認定区分	
認定有効期間	
保育必要量	
変更理由	

## 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

支給認定証	認定番号	
子ども	フリガナ	認定区分
	氏名	有効期間
	生年月日	保育必要量
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	保育必要性の事由	
年 月 日 交付 郡山市長		

## 第16号様式（第13条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 教育・保育給付認定取消通知書

教育・保育給付認定について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
生年月日		
取消年月日		
取消理由		
備考		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。</p> <p>2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
お問合せ先		

## 第17号様式（第14条関係）

## 届出事項異動届

郡山市長

次のとおり届け出ます。

なお、市長が認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

届出年月日 年 月 日

フリガナ	
保護者氏名	(自署又は記名押印)
児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )

住 所	〒			電話番号	父	-	-
				母	-	-	
<input type="checkbox"/> 児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)							
児童氏名	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	施設名				

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
変更理由	<input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 出生 ※入所児童の弟妹の出生の場合、出生した子の保育予定を記入 <input type="checkbox"/> 産休のみ取得予定 【 . . . ~ . . . 】 <input type="checkbox"/> 育休取得予定 育児休業の継続利用希望の場合は「認定変更申請書」を提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
変更内容	変更前					
	変更後					
変更年月日	年 月 日					

※転居、婚姻、出生等により新たに同居する世帯員がいる場合は、以下も併せて記入してください。

(申請児童を除く) 世帯員	異動前世帯状況	児童 との 続柄	異動後世帯状況	生年月日	年齢	個人番号 (マイナンバー)	備考
		父					
		母					

## 第18号様式（第15条関係）

## 支給認定証再交付申請書

郡山市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ	
保護者氏名	(自署又は記名押印)
生年月日	年 月 日
個人番号 (マイナンバー)	

住 所	〒 _____		
	電話番号 父 _____ 母 _____		
児童氏名・生年月日	保護者 との続柄	個人番号 (マイナンバー)	施設名
( . . 生)			在所中 利用希望中
( . . 生)			在所中 利用希望中
( . . 生)			在所中 利用希望中

申請の理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
-------	--

## 第19号様式（第17条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 施設利用承諾通知書

申請がありました保育施設等の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
利 用 予 定 の 施 設	名 称	
	所 在 地	
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第20号様式（第17条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 施設利用保留通知書

申請がありました保育施設等の利用について、下記のとおり保留となりましたので通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
希 望 入 所 年 月 日		
保 留 理 由		
有 効 期 間		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

第21号様式（第18条関係）

保育施設等退所届

年 月 日

郡山市長

住 所

保護者氏名

次のとおり届け出ます。

施 設 名			
児 童 氏 名			
生 年 月 日	年	月	日 生
退 所 年 月 日	年	月	日
退 所 の 理 由			

第 22 号様式（第 19 条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

郡山市長

印

在籍証明書

保育施設等への在籍状況について、下記のとおり証明します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
利 用 施 設	名 称	
利 用 期 間		
利 用 者	負 担 額	

お問合せ先

樣

## 郡山市長

印

## 保育料等納付証明書

保育料等の納付について、下記のとおり証明します。

記

第 24 号様式（第 19 条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

郡山市長

印

施設利用保留証明書

保育施設等の利用申請について、下記のとおり保留となっていることを証明します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
申 請 日		
希 望 入 所 年 月 日		
保 留 理 由		
保 留 中 の 利 用 調 整 開 始 日		
利 用 申 請 有 効 期 間		
お問合せ先		

## 第25号様式（第20条関係）

## 施設等利用給付認定申請書（1号用）

郡山市長

次のとおり申請します。

なお、市長が施設等利用給付認定及び地域子ども・子育て支援事業に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

施設名		施設所在市町村	
		施設利用開始日 (認定希望日)	年 月 日
フリガナ		児童の個人番号 (マイナンバー)	
申請 児童 氏名			
保護者 氏名		申請児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )
住所	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)		
	電話番号 父 母		
1月1日 現在の 住 所			

世帯の状況 ※申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入ください

フリガナ 氏名	児童と の続柄	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童と の居住
	父				同居 別居
	母				同居 別居
					同居

## 第26号様式（第20条関係）

## 施設等利用給付認定申請書（2号・3号用）

郡山市長

次のとおり申請します。

なお、市長が施設等利用給付認定及び地域子ども・子育て支援事業に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

施設名	施設所在市町村	
フリガナ	施設利用開始日 (認定希望日)	年 月 日
申請児童 氏名	児童の個人番号 (マイナンバー)	
	児童の生年月日	年 月 日
保護者 氏名	申請児童 との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )
住 所	〒 電話番号 父 - 母 -	
	<input type="checkbox"/> 児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)	
1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 児童の保護者及び家計の主宰者(同居する祖父母等)の市民税が非課税	

世帯の状況 ※申請児童を除き、父母及び同居している全ての方を記入

フリガナ 氏名	児童と の続柄	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	勤務先又は学校名等	児童と の居住
	父				同居 別居
	母				同居 別居
					同居

児童と同居する父母の保育を必要とする理由 ※該当する□にチェックし、事由に応じた証明書類を添付

父の状況	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 介護・看護 (同居の要介護者等氏名 ) <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 (名称・種類 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
母の状況	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 介護・看護 (同居の要介護者等氏名 ) <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 (名称・種類 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

該当する場合のみ記入 ※3号児童の申請に際し、市町村民税非課税世帯の算定に使用します。

<input type="checkbox"/> 生活保護の適用あり ( 年 月 日開始) <input type="checkbox"/> 未婚のひとり親 <input type="checkbox"/> 里親 (証明書類を添付)
--

## 第27号様式（第21条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 施設等利用給付認定決定通知書

施設等利用給付認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。  
記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	保育必要性の事由	
決定年月日		
認定区分		
認定有効期間		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第28号様式（第21条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 施設等利用給付認定申請却下通知書

申請がありました施設等利用給付認定について、下記のとおり却下を決定しましたので通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
却 下 年 月 日		
却 下 理 由		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

第 29 号様式（第 22 条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

施設等利用給付認定延期通知書

申請がありました施設等利用給付認定について、当該申請に対する処分を30日以内に行えないため、下記のとおり通知します。

記

子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
生 年 月 日		
処 理 見 込 期 間		
延 期 理 由		
お問合せ先		

第30号様式（第24条関係）

施設等利用給付認定変更申請書

郡山市長

次のとおり申請します。

なお、市長が施設等利用給付認定に必要な世帯員の市町村民税に関する情報を利用することに同意します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ	
保護者氏名	
児童との続柄	(自署又は記名押印) □父 □母 □その他 ( )

住所	〒		
	電話番号 父 - - 母 - -		
□児童と父又は母の住所が異なる場合 (父・母)			
児童氏名・生年月日	保護者との続柄	個人番号 (マイナンバー)	施設名
( . . 生)			
( . . 生)			
( . . 生)			

認定事由の変更 該当□にチェックし、変更後の事由に応じた必要書類を添付してください。

変更が生じた保護者氏名・生年月日		保護者個人番号 (マイナンバー)	
変更前	□就労 □求職活動 □疾病・障がい □介護・看護 □就学・職業訓練 □妊娠・出産 □育児休業時の継続利用 □その他 ( )		
変更後	□就労 (就職・転職・就労実績の確認・就労内容変更・就労時間変更) □求職活動 □疾病・障がい (疾病名等) : 手帳等有の場合種類 ( ) □介護・看護 (同居の要介護者氏名) : 要介護度等 ( ) □就学・職業訓練 □妊娠・出産 □育児休業時の継続利用 : 変更後の育児休業期間 【 ~ 】 □その他 ( )		

様

郡山市長

印

## 施設等利用給付認定変更通知書

施設等利用給付認定の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	保育必要性の事由	
認定区分		
認定有効期間		
変更理由		
備考		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
お問合せ先		

## 第32号様式（第26条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 施設等利用給付認定取消通知書

施設等利用給付認定について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
生年月日		
取消年月日		
取消理由		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

第33号様式（第28条関係）

企業主導型保育事業利用開始兼終了報告書

郡山市長

企業主導型保育事業の利用について、下記のとおり報告します。

年 月 日

記

フリガナ	生年月日		
保護者氏名	年月日		
居住地住所	〒 電話番号 — —		
□住民票上の住所が上記の居住地住所と異なる場合 〒			
企業主導型利用施設名	所在自治体	□郡山市 □( )	

□利用開始の場合

児童氏名	保護者との続柄	生年月日	利用開始日	利用区分
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)

□利用終了の場合

児童氏名	保護者との続柄	生年月日	利用終了日	利用区分
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)
		年月日	年月日	□従業員枠 □地域枠 □乳児等支援給付 (子ども誰でも通園制度)

## 第34号様式（第29条関係）

## 施設等利用費請求書（償還払い）

年 月 日

郡山市長

次のとおり施設等利用費を請求します。

なお、請求に際し、施設等利用費の支給に必要な次の情報を市長が調査することに同意します。

- 1 市が請求に係る特定子ども・子育て支援（幼児教育、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業））の利用状況を調査すること。
- 2 市が対象施設又は事業者へ請求対象期間の利用状況及び施設等利用費の対象となる費用の納入状況を調査すること。

対象期間	年 月 日から	年 月 日まで
施設・事業 名称		特定子ども・子育て支援の種別
フリガナ 児童氏名		児童 生年月日
認定番号		

請求額	円
-----	---

保護者 住所	〒 電話番号	- - -	
保護者 氏名 (口座名義)	(自署又は記名押印)	保護者 生年月日	年 月 日

## 振込口座

金融機関名 支店名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
口座番号		口座種別 <input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座
口座名義人 (カタカナ表記)		

## 第35号様式（第29条関係）

## 施設等利用費請求書（代理受領）

年 月 日

郡山市長

本市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、次のとおり施設等利用費を請求します。  
なお、請求に際し、施設等利用費の支給に必要な以下1の情報を市長が調査することに同意し、  
以下2の事項を施設等利用給付認定保護者へ説明を行い、同意を得ていることを申し添えます。

- 1 市が施設等利用給付認定保護者に施設等利用費の対象となる特定子ども・子育て支援（幼児教育、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業））の利用状況及び費用の納入状況を調査すること。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者が、請求に係る特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（食材料費、教材費等を除く額）及び代理受領を行う旨を施設等利用給付認定保護者に説明を行い、同意を得ていること。

対象期間	年 月 日から	年 月 日まで
請求額	円	
施設・事業所名称	特定子ども・子育て支援の種別	
施設・事業所所在地	〒 電話番号	

運営者・運営法人名称			
運営者・運営法人所在地	〒 電話番号		
代表者 役職・氏名 (自署又は記名押印)			
振込口座			
金融機関名 支店名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店 出張所
口座番号		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座
口座名義人 (カタカナ表記)			

様

郡山市長

印

## 施設等利用費支払通知書（償還払い）

施設等利用費の支払いについて、下記のとおり通知します。

記

認定番号				
子ども	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
生年月日				
総合計金額				
年	月	支払額		
		合計金額		支払予定日
指定口座		金融機関	口座種別	
		口座番号	口座名義人	
備考				
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。				
2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。				
3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				
お問合せ先				

樣

## 郡山市長

印

### 施設等利用費支払通知書（代理受領）

施設等利用費の支払いについて、下記のとおり通知します。

記

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
  - 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
  - 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## お問合せ先

## 乳児等支援給付認定申請書

郡山市長

乳児等支援給付の認定について、下記のとおり申請します。

記

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用するに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。	

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ			生年 月日	年 月 日	性別	児童との 続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年 1月1日 時点の住所	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒					
	前年 1月1日 時点の住所	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒					
	電話 番号			メール アドレス				
	負担軽減の 申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援の必要性を認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。					
	転入前の 市町村での 利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	既に認定を 受けている 児童の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※認定期間内の児童に限る					

代理 利用者	総合支援システムの 代理利用者		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	フリガナ			生年 月日	年 月 日	児童との 続柄	
	氏名						
	現住所	申請者と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒				
	電話 番号			メール アドレス			

(裏面も記入してください)

乳児等支援給付の認定を受けようとする児童

		確認を希望する児童の数							
		フリガナ			生年 月日	年 月 日	性別		
1		氏名							
		現住所	申請者と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒				申請者 との続柄	
		障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		<input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		その他 配慮すべき 事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 指示書等の添付		診断名等及び必要となる配慮等：		
					<input type="checkbox"/> 食物アレルギー 生活管理指導表の添付 <input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし		医師の診断及び指示：		
					<input type="checkbox"/> その他	具体的に記載：			
		フリガナ			生年 月日	年 月 日	性別		
		氏名							
		現住所	申請者と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒				申請者 との続柄	
		障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		<input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その他 配慮すべき 事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 指示書等の添付		診断名等及び必要となる配慮等：				
			<input type="checkbox"/> 食物アレルギー 生活管理指導表の添付 <input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし		医師の診断及び指示：				
			<input type="checkbox"/> その他	具体的に記載：					
フリガナ			生年 月日	年 月 日	性別				
氏名									
現住所	申請者と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる	〒				申請者 との続柄			
障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		<input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
その他 配慮すべき 事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾病等 <input type="checkbox"/> 指示書等の添付		診断名等及び必要となる配慮等：				
			<input type="checkbox"/> 食物アレルギー 生活管理指導表の添付 <input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし		医師の診断及び指示：				
			<input type="checkbox"/> その他	具体的に記載：					

## 第39号様式（第32条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長 印

## 乳児等支援給付認定証

申請がありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
認定有効期間		なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市外に転出した場合は、認定が取り消されます。
備考		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。</p> <p>2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
お問合せ先		

## 第40号様式（第33条関係）

郡山市指令 第 号  
年 月 日

様

郡山市長

印

## 乳児等支援給付認定取消通知書

乳児等支援給付認定について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		
乳児等支援給付認定証の返還先		
乳児等支援給付認定証の返還期限		

## 備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お問合せ先

## 第41号様式（第34条関係）

## 乳児等支援給付認定変更届

郡山市長

乳児等支援給付認定について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

届出年月日 年 月 日

変更後の内容で記入			
フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者氏名		生年月日	年 月 日
		住所	〒
		電話番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童氏名			

変更箇所及び変更内容				
変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> その他
変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏 ( )			
	<input type="checkbox"/> 変更前の住所 ( )			
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 ( )			
	<input type="checkbox"/> その他変更事項 ( )			
変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他 ( )			

## 第42号様式（第35条関係）

## 乳児等支援給付認定証再交付申請書

## 郡山市長

乳児等支援給付認定証について、下記のとおり再交付を申請します。

記

申請年月日 年 月 日